

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	平成31年4月10日(水) 午前10時		
開 会 場 所	52会議室		
開 会 時 間	午前10時	閉 会 時 間	午前11時45分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	尾崎 まゆみ 高須 京子 平岡 将暢 武内 基亘		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部次長 内藤貴久、教育庶務課長 原田高行、学校教育課長 伊藤嘉樹、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課主幹 鈴木貴之、生涯学習課長 筒井清人、スポーツ課長 味岡淳、文化振興課主幹 石川浩治、図書館長 原田依子、教育庶務課主任主査 木下政之、教育庶務課主査 判治康成、資産経営局長 齋藤秀明、資産経営局次長 築瀬貴央、資産経営課長 加瀬雅史、資産経営課主幹 菅沼律哉		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告</p> <p>4 議案審議 議案第19号 専決処分の承認について(西尾市文化財保護委員の委嘱) 【文化振興課】</p> <p>5 その他 (1) 平成31年度職員配置について【教育庶務課】 (2) 県立特別支援学校用地造成工事の概要について【教育庶務課】 (3) 新学校給食センター用地造成工事の概要について【教育庶務課】 (4) 新学校給食センター基本設計の概要について【教育庶務課】 (5) 学校教育関係者電話番号一覧表について【学校教育課】 (6) 平成31年度役職者一覧について【学校教育課】 (7) 西尾歴史検定の実施について【生涯学習課】 (8) 民法改正後の成人式の方角性について【生涯学習課】 (9) 西尾市スポーツ推進計画中間見直しについて【スポーツ課】 (10) 平成31年度岩瀬文庫・資料館の企画展について【文化振興課】 (11) 平成31年度岩瀬文庫休館日について【文化振興課】 (12) 平成31年度図書館の休館日について【図書館】 (13) 西尾市方式PFI事業の見直しの状況について【資産経営課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 13件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会4月定例会を開会いたします。</p> <p>議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	1 会議録署名委員の指名
教育長	会議録の署名委員は、尾崎委員、平岡委員 を指名します。
	2 前回会議録の承認
教育長	<p>前回定例会及び臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会及び臨時会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	3 報告事項
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>桜の花が新入生を待っていてくれたような入学式が行われ、31年度がスタートしました。昨年度末の人事異動で、教育委員会事務局では、教育長、学校教育課課長と主幹、スポーツ課長、図書館長が替わりました。また、小中学校の管理職はじめ役職者も大きな異動となりました。</p> <p>当初戸惑うこともありますが、教育委員会・各学校とも誠心誠意尽力する気持ちでおりますので、教育行政が円滑に進められますよう委員の皆様のご支援をいただきたく存じます。</p> <p>本日は、3点についてご報告いたします。</p> <p>1点目ですが、「平成31年度の学校教育の方針」と第1回の定例校長会議で伝えた内容についてです。</p> <p>学校教育の方針は、お手元の資料のとおりです。アンダーラインで示した部分を変更しましたが、表現を直し、内容を整理したもので、趣旨についてはほとんど変わっていません。</p> <p>生徒指導のキーワードとして「根治療法的生徒指導」という文言を使いました。</p> <p>これは、問題行動を減らしていくためには、個々の問題行動への対処以上に、児童生徒集団の健全なモラルを醸成することが大切であり、そのためには正義感と活力に満ちた学校を作ることが必要であるという考え方です。健全な児童生徒のエネルギーが高まることこそが、暴力行為や不登校はじめ全ての問題行動を未然防止していくこととなります。</p> <p>私の挨拶では、お手元の挨拶原稿の中で、特に「笑顔の職員室をつくる」ことを強くお願いしました。職員室では校長自身が笑顔でいること。険しい顔は、教頭と二人で校長室でするように。また、職員の不安を翌日に持ち越させることなく対応することや地味に頑張っている人も見落とすことなく褒めること等、お願いしました。</p> <p>2点目は、本年度の新入生及び児童生徒数についてです。これについては、学校別児童数と学級数の一覧表を配らせていただきました。増減の目立つ学校について</p>

	<p>て、増加を青、減少を黄色にしてあります。市内全児童生徒数は、小学生が、10,143名、中学生が、4,948名、全体で、15,091名となり、昨年度比マイナス1名で学級数も変わりません。特別支援学級については、今年も新設・増設の学校があり、全体で3学級増の108学級、在籍数は、31名増で、369名になりました。</p> <p>3点目は、本年度の新規採用教職員についてであります。本年度は、新規採用教諭46名、養護教諭3名の計49名を30校に配置しました。この数年間、毎年50名前後の新任を採用しています。この傾向は、今後もしばらく続くと予想されます。引き続き、若手教職員の育成が喫緊の課題となります。教育委員の皆様におかれましても、学校訪問や行事等の参観のおり、新任者への励ましやご指導をよろしくお願いいたします。</p> <p>以上3点ご報告させていただきました。どうか委員の皆様におかれましては、今年度も、活力ある西尾市の教育諸活動推進に向け、ご尽力いただけますようお願い申し上げます。教育長報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>議案第19号 専決処分の承認について提案理由の説明をお願いします。</p>
文化振興課主幹	<p>ただいま議題となりました議案第19号 専決処分の承認について、提案理由のご説明を申し上げます。</p> <p>今回、専決処分をした事項は、西尾市文化財保護委員の委嘱でございます。</p> <p>この委員は、西尾市文化財保護委員会規則第2条第1項の規定により教育委員会が委嘱することになっています。</p> <p>今回、平成31年4月1日付けにて9名に委嘱いたしました。</p> <p>任期は、平成31年4月1日から令和3年3月31日までであります。</p> <p>委員の委嘱につきましては、平成31年4月1日に教育長に対する事務委任規則第3条の規定により処理いたしました。</p> <p>また、第4条の規定により、次の教育委員会の会議において承認を得なければならないと定められておりますので、今回、承認を求めるものでございます。</p> <p>以上、説明いたしますので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。
平岡委員	資料の差し替えがありましたが、どの部分に変更されたのでしょうか。
文化振興課主幹	専決処分をする事由を「早急に」から「4月1日付けで」に変更いたしました。
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第19号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありますか。承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認することに、決定しました。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1)平成31年度職員配置について説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	ただいま議題となりました、その他議題(1)平成31年度職員配置について、

	<p>ご説明申し上げます。</p> <p>その他議題（１）資料「平成３１年度教育委員会事務局職員名簿」をご覧ください。</p> <p>平成３１年度の教育委員会事務局の組織については、前年度同様に教育庶務課をはじめ、６つの課を置くものであります。</p> <p>各課の再任用職員を含めた一般職員の配置人数をご報告申し上げます。</p> <p>はじめに教育庶務課は、本庁と一色、吉良、幡豆の学校給食センター及び小学校、中学校及び義務教育学校の用務員、調理員等を含め、前年度と同様の４９名であります。</p> <p>次に、学校教育課は、前年度と同様１４名であります。</p> <p>裏面をご覧ください。</p> <p>生涯学習課は、９名で、前年度と比較して１名の増であります。</p> <p>次に、スポーツ課は、１０名で、前年度と比較して１名の増であります。</p> <p>次に、文化振興課は１４名で、前年度より１名増であります。その１名は県への派遣職員であります。</p> <p>最後に、図書館は、１０名であります。前年度と比較して１名の増であります。</p> <p>以上、その他議題（１）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（２）県立特別支援学校用地造成工事の概要について説明をお願いします。
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました県立特別支援学校用地造成工事の概要について、ご説明を申し上げます。</p> <p>その他議題（２）資料をご覧ください。</p> <p>工事名は、用地造成工事でございます。</p> <p>施行理由といたしまして、愛知県が市内に整備を進めている県立特別支援学校建設地の造成工事を西尾市が実施するものでございます。</p> <p>主な工事概要は、用地造成工、圧密沈下推進工、擁壁工などがございます。</p> <p>予定価格は、５億８千６１７万５千７百円でございます。</p> <p>また、契約の方法は、一般競争入札により締結するものとし、開札は、５月９日を予定しており、西尾市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、６月定例会に議案を提出してまいります。</p> <p>工期は、本年度当初予算にて設定いたしました債務負担行為により、議決の日から平成３２年９月３０日までの４８５日間の予定をしております。</p> <p>以上で、その他議題（２）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（３）新学校給食センター用地造成工事の概要について説明をお願いします。
教育庶務課主幹	<p>その他議題（３）新学校給食センター用地造成工事の概要について、ご説明を申し上げます。</p> <p>その他議題（３）資料をご覧ください。</p> <p>工事名は、用地造成工事でございます。</p> <p>工事概要は、用地造成工事や擁壁工事などがございます。</p>

	<p>工事費の予定価格は、税込8千669万7千600円で、契約方法は一般競争入札を予定しております。</p> <p>工期は平成31年4月17日から平成32年9月30日まででございます。</p> <p>施行理由は、西尾市が進めている新学校給食センターの建設に必要な用地の造成工事を実施するためでございます。</p> <p>以上で、その他議題（3）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	契約方法は一般競争入札とありますが、こちらはすでに入札が行われて業者が決まっているという解釈でよろしいでしょうか。
教育庶務課主幹	入札につきましては、4月11日木曜日に開札を予定しております。落札者はその翌日、4月12日金曜日に決定する予定でございます。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（4）新学校給食センター基本設計の概要について説明をお願いします。
教育庶務課主幹	<p>その他議題（4）新学校給食センター基本設計の概要についてご説明します。</p> <p>その他議題（4）資料をご覧ください。</p> <p>表の一番左の列に1から18までの番号を付し、項目ごとに設計の概要を示しております。</p> <p>主な項目について申し上げます。</p> <p>「1 建設予定地」は、西尾市須脇町地内です。</p> <p>「2 敷地面積」は、建物部分が約4,200平方メートル、駐車場部分が約2,000平方メートルでございます。</p> <p>「3 敷地造成」は、想定浸水高が標高2.1mに対し、建物設計地盤高を標高2.4mとし、浸水しないように嵩上げします。</p> <p>「4 構造等」は、鉄骨造2階建てとし、調理機器等のメンテナンスをし易いように、地下ピットを設置します。</p> <p>「7 配送対象校」は、旧幡豆郡内の、佐久島を除く小学校11校、中学校3校、及び県立特別支援学校の計15校でございます。</p> <p>「8 調理能力」は、日最大7,000食とし、「9 食物アレルギー対応」は、専用室を設置し、日最大140食程度の対応、また、「10 特別支援学校用調整食」も専用室を設置し、日最大60食程度の対応を予定しております。</p> <p>「12 食育の推進」は、見学通路や調理器具展示コーナーなどを、また、「13 防災対策」は、非常用発電設備、炊き出し用移動式回転釜を設置してまいります。</p> <p>「14 配送計画」は、2トントラック11台で配送し、各学校で高さが異なるプラットフォームには、パワーゲート付きのトラックで対応します。</p> <p>次に関係図面をご覧ください。</p> <p>「図面1」をご覧ください。</p> <p>建物の南側から北側を望むイメージ図でございます。中央の階段を上ったところが玄関となります。</p> <p>「図面2」をご覧ください。</p> <p>右上が敷地案内図、中央が配置図で、敷地西側に建物を配置し、東側は駐車場とします。</p>

	<p>「図面3」、「図面4」をご覧ください。</p> <p>各方角からの立面図でございます。南及び北立面図では、一部が2階建てになっていることがわかります。</p> <p>最後に、「図面5」をご覧ください。</p> <p>1階調理場内の作業動線図でございます。</p> <p>中央に赤色グラデーションの矢印があります。これが作業工程の流れでございます。</p> <p>図面の左端が建物の南側になります。食材納入業者は、この南側で食材を納入します。そして、食材は右方向に進み、検収室、下処理を経て、焼き、揚げ、煮炊き、冷却などの工程に移ります。</p> <p>ここで、矢印が下へ折り曲がる手前の上部に、特別支援学校用調整食の調理室及び食物アレルギー対応の調理室があるのがわかります。</p> <p>そして、矢印が折れ曲がったあたりで、出来上がった給食をコンテナに積載し、青色の矢印が縦に3本ある場所で、コンテナを配送車の荷台に搬入します。</p> <p>給食終了後、食器を回収した配送車は、図面右下の「コンテナ回収」とある場所でコンテナを降ろし、その上にある「食器洗浄機」などを経て、一番上の「コンテナ・食器消毒保管庫」にて、保管します。関係図面は以上でございます。</p> <p>今年度は、この基本設計を基に、詳細な設計書や図面を作成する実施設計業務を行ってまいります。</p> <p>以上で、その他議題（4）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
尾崎委員	基本設計の概要について、14の配送計画で「2トントラック11台で配送、各学校で高さが異なるプラットフォームにパワーゲート付きのトラックで対応」とありますが、このトラックというのは各学校に1台ずつあるものなのでしょうか。
教育庶務課主幹	各学校1台ずつではなく、1台で2つの学校を兼用するというケースも想定しております。
尾崎委員	学校によっては行事によって早配を頼まれることもあると思いますので、臨機応変に対応していただけるようお願いいたします。
教育庶務課主幹	学校行事に合わせて柔軟な対応できるように調整をしていきたいと思っております。 なお、配送業務を民間への委託も検討しております。民間委託した場合は業者としっかり調整をしてまいりたいと思っております。
武内委員	学校給食センターにはどれくらいの方がお勤めになる予定をされているのでしょうか。
教育庶務課主幹	現時点で、調理員が40名程度、職員が委託業者も入った場合を含めまして6人程度、全体で50人程度を考えています。
武内委員	現状の一色、吉良、幡豆の給食センターの総人数と比較して職員数の増減はいかがですか。
教育庶務課主幹	現在の一色、吉良、幡豆の調理員の数を申し上げますと定員が一色が20人、吉良が19人、幡豆が10人ですので、その3つ合わせた人数よりも新センターは調理員の数は少なくなると見込んでおります。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（5）学校教育関係者電話番号一覧表について説明をお願いします。

<p>学校教育課長</p>	<p>その他議題（５）学校教育関係者電話番号一覧表について、ご説明をいたします。 各学校の校長、教頭の電話番号を載せていただいておりますので、ご活用いただければと思います。 以上でその他議題（５）の説明を終わります。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>特に質問がないようですので、続きまして（６）平成３１年度役職者一覧について説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>その他議題（６）平成３１年度役職者一覧についてご説明いたします。 表の見方ですが、白色の星印が新任、黒色の星印が転任を表しています。 以前にもご覧いただいておりますが、１点、福地南部小学校の尾本国博校長が交流人事で刈谷から本年度西尾市に参っている校長であります。 冒頭、教育長報告でもありましたが、本年度、役職者はかなり大きな異動となっております。 学校教育課といたしましても学校を支えていけるように尽力していきたいと思っております。 以上でその他議題（６）の説明を終わります。</p>
<p>教育長</p>	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
<p>教育長</p>	<p>特に質問がないようですので、続きまして（７）西尾歴史検定の実施について説明をお願いします。</p>
<p>生涯学習課長</p>	<p>ただいま議題となりました、西尾歴史検定の実施についてご説明いたします。その他議題（７）資料をご覧ください。 なお、追加資料として、こちらの申込書を兼ねたチラシを配布させていただきましたのでよろしくをお願いします。 本事業は、１の目的にありますように、「西尾市民の融和と地域への関心・故郷への愛着を深めるとともに、市外への広報に努め、全国に西尾市を発信すること。」を目的に、昨年度、生涯学習課の主要事業として新規に実施した事業で、大変多くの方に申し込みをいただき、好評を得ましたので今年度も継続事業として実施するものであります。 ２の試験の開催日時と３の会場ですが、１１月１０日の日曜日午後２時から、西尾コンベンションホールにて開催いたします。 なお、昨年度は土曜日の開催でしたが、参加者の声を反映し、曜日を日曜日に変更し、併せて開始時間につきましても会場設営の準備時間を考慮し、昨年度より３０分遅らせた午後２時に変更しております。 ４の受験資格及び５の受験料につきましては、昨年度と同様です。 ６の募集定員につきましては、昨年度は１００名程度としておりましたが、昨年度の実績を踏まえ、当日の試験会場の収容人数を考慮し、最大限受け入れ可能な１６０人に増やすこととしました。 ７の募集期間であります。５月１日から２０日までとし、８の申込方法により、生涯学習課及び各公民館・ふれあいセンターで受付をしております。 ９の学習会であります。資料の裏面のとおり、昨年度同様に市内の小中学校の社会科の先生に講師として依頼をし、６月から１０月まで学習する地区を分けて月１回、計５回開催いたします。</p>

	<p>なお、1回目の会場につきましては、定員を増やしたことに伴い、多くの参加に対応できるように市役所の5階の51会議室に変更しました。</p> <p>最後に、10の認定基準であります。昨年度同様に、検定試験で正答率が8割を超えた方を「西尾歴史マイスター」と認め、認定証を交付いたします。</p> <p>なお、お配りしましたチラシの裏面に掲載させていただきましたが、本年度も歴史検定にご賛同いただきましたお店からの特典が受けられることといたしました。</p> <p>以上、その他議題（7）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
高須委員	<p>6の募集定員について、昨年は100名と説明していただきましたが、昨年は100名を超えた状態でも抽選を行わずに実施したと記憶しておりますが、今年定員である160名を超えた場合は、ここに書いてあるように抽選を行うということでしょうか。</p>
生涯学習課長	<p>委員の言われたとおり、昨年度は100名の定員でしたが、初めてということのできるだけ多くの方に参加していただくために全員受け入れました。</p> <p>ただし、今回は試験会場が160名が限界ということなので、今回に関しましては160名を超えたら抽選という形をとるように考えております。</p>
平岡委員	<p>案内にもあるテキスト「ふるさと教本西尾」が、昨年度と同じものになるのかということが1点、もう1点は昨年の合格者も受験できますとされていますが、認定証は西尾歴史マイスター2019または令和元年、という形で出されることになるのかをお聞かせください。</p>
生涯学習課長	<p>1点目のテキストにつきましては昨年度と同様のものを使用し、問題もその中から出ます。</p> <p>2点目の昨年の合格者も受験できるということで、昨年度は2018の認定証でカードサイズのを交付しました。今年2019に変えたもので交付する予定です。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（8）民法改正後の成人式の方向性について説明をお願いします。</p>
生涯学習課長	<p>ただ今議題となりました、民法改正後の成人式の方向性についてご説明いたします。その他議題（8）資料をご覧ください。</p> <p>1のとおり、民法の改正により2022年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることになり、2のとおり、現在、西尾市、西尾市教育委員会及び西尾市成人式実行委員会の主催で毎年1月の成人の日の前日の日曜日に新成人となる20歳を対象に、そのお祝い事業として開催しています現行の成人式の方向性について、見直しが必要となりました。</p> <p>そこで、3のとおり民法改正後の西尾市の成人式の方向性につきましては、去る3月13日に開催しました教育委員会3月定例会及び総合教育会議における意見を踏まえ、2022年以降も、子どもたちの成長を祝う機会として、20歳の方を対象に「(仮称)二十歳のつどい」として、事業を継続していくこととしました。</p> <p>名称をはじめ、趣旨、主催者、開催日時、運営方法などの具体的な実施内容につきましては、今後検討してまいります。</p> <p>4として、西三河地区の自治体の動向につきましては、資料のとおりでありますのでご承知ください。</p>

	<p>最後に、西尾市の成人式の方向性につきましては、市長及び教育長の決裁を受け、去る3月22日付けで報道機関へのプレスリリース、全ての市議会議員への通知と併せて市のホームページにもその旨の掲載をさせていただいております。</p> <p>以上、その他議題（8）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（9）西尾市スポーツ推進計画中間見直しについて説明をお願いします。</p>
スポーツ課長	<p>西尾市スポーツ推進計画中間見直しについてご説明申し上げます。</p> <p>その他議題（9）資料をご覧ください。</p> <p>平成26年3月に策定した西尾市スポーツ推進計画が5年を経過したため、平成30年度スポーツ推進計画実行委員12人の皆様に意見を伺い今回見直しを行いました。</p> <p>スポーツ推進計画の主な見直しについて順次ご説明します。</p> <p>1ページをご覧ください。</p> <p>計画策定の背景ですが、下から6行になりますが、「平成25年9月に東京2020オリンピック・パラリンピック開催が、また平成28年9月には、2026年アジア競技大会の愛知県開催が決定しました。」ことを追記しました。</p> <p>21ページをご覧ください。</p> <p>計画の目標設定につきまして、第7次西尾市総合計画後期計画の目標値を訂正したもので、表の2番目の総合型地域スポーツクラブ加入者数を3,400人から2,800人へと下方修正しました。</p> <p>これは、西尾市には現在4つの総合型地域スポーツクラブがあり、今後のスポーツクラブ設立が困難であるとの判断からです。</p> <p>表の4番目スポーツ施設年間利用者数は、実績などから162万人から200万人へと上方修正しました。</p> <p>28ページをご覧ください。</p> <p>競技スポーツの振興、ハイレベルな試合の誘致・開催につきまして、西尾市は平成29年4月にデンソーエアーリービーズとホームタウンパートナー協定を結んだことを追記しました。</p> <p>最後に30ページをご覧ください。</p> <p>スポーツ環境の整備・充実についてであります。「公共施設再配置の考え方を尊重しながらスポーツ環境を整えてまいります。」を追記しました。</p> <p>以上、その他議題（9）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
高須委員	<p>4ページ1（1）①成人の週1回以上のスポーツ実施率が34%とあります。しかし、21ページの一番下の表のところで参考として成人の週1回以上のスポーツ実施割合が43.4%となっておりますが、4ページは何年度の数値となっているのか、教えていただけますか。どちらも平成22年度でよろしかったでしょうか。</p>
スポーツ課長	<p>詳細については把握できておりません。</p>
高須委員	<p>グラフを見ると平成25年度の数字と思われませんが、読んでみると4ページと21ページと数字が違うものですから、数字または年度を合わせないと分かりにくいと思いました。また、次回に教えていただきたいと思います。</p>

平岡委員	表紙の改定版の定の字はこちらでよろしいですか。
スポーツ課長	言偏の訂が正しいので、早急に直して公表したいと思います。
教育長	他に質問がないようですので、続きまして（10）平成31年度岩瀬文庫・資料館の企画展について説明をお願いします。
教育部次長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（10）平成31年度岩瀬文庫・資料館の企画展についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。</p> <p>平成31年度の岩瀬文庫企画展は年4回、西尾市資料館企画展は年6回の開催を予定しております。</p> <p>別にお配りしました、岩瀬文庫企画展のチラシをご覧ください。</p> <p>岩瀬文庫では、平成31年4月20日土曜日から令和元年6月30日日曜日までの期間、岩瀬文庫企画展「〈御即位慶賀〉帝～平成から令和へ～」を開催いたします。</p> <p>この5月に新天皇が御即位され、元号が改まり、新しい時代となります。ご即位を祝して、企画展では、即位・改元の資料をはじめ、物語に描かれた天皇や近習の日記など、さまざまな記録から浮かび上がる帝の姿を紹介いたします。</p> <p>また、今回の企画展の目玉といたしまして、平成28年8月に、皇太子殿下が行啓の際にご覧になりました「後奈良天皇宸翰般若心経」の本物や、新元号「令和」の典拠となりました「万葉集」の中から貴重な古活字版の展示をいたします。</p> <p>古活字版といいますのは、戦国時代から江戸時代の初期、ごくわずかな期間に行われた印刷の技法で、それまでは版1枚で1ページを作っていたものを活字を組み合わせる技法でなおかつそれを木版で作った貴重なものです。</p> <p>期間が短い間にしか流行らなかったために、この手法で作られた本は数少なく、他の博物館では触ることもできないくらい貴重なものではありますが、岩瀬文庫につきましては岩瀬弥助の精神によりまして、ご覧いただきたい方には直接手で触っていただけるようにいたします。今回は展示ですので、その時点では触ることはできませんが、今回目玉として展示いたします。</p> <p>次に、別にお配りしましたお城グッズ展のチラシをご覧ください。</p> <p>西尾市資料館では、6月30日日曜日まで、城マニアによるお城グッズ展を開催しております。</p> <p>城マニアたちが、長年にわたり集めたお城グッズを一堂に展示しており、子どもたちにも楽しめる展示となっておりますとともに、今年度から建設が始まります「二之丸丑寅櫓と土堀」の気運を高めれば思っております。</p> <p>なお、両企画展とも詳しい内容につきましては、お配りしましたチラシをご覧ください。</p> <p>以上で、その他議題(10)の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
平岡委員	新天皇が5月1日に御即位されます。帝という企画展は大変素晴らしい内容だと思いますので、可能であれば従来の方法だけではなく、もう少し強めのプレスリリースをすとかし、今回の御即位の機会を捉えて、より多くの方に岩瀬文庫に来ていただけるようなPR活動などをしていただきたいと思います。
教育部次長	ありがとうございます。この機会が最も岩瀬文庫のPRのよい機会だと思っておりますので、今まで行っていなかった周知といたしまして、いつもは報道関係の方

	<p>達にバラバラで見に来ていただいていたのですが、今回は前日に報道関係の方達に来ていただいて、報道発表を各社一斉にPRしていただけるようにしたいと思っています。色々な角度でPRしていきたいと思っております。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（11）平成31年度岩瀬文庫休館日について説明をお願いします。</p>
教育部次長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（11）平成31年度岩瀬文庫休館日についてご説明申し上げます。資料をご覧ください。</p> <p>西尾市岩瀬文庫の管理及び運営に関する規則第5条の規定におきまして、休館日を定めておりますが、館内整理日や特別整理期間の日には定めておりませんので、平成31年度につきましては、館内整理日を7月から9月までを除く毎月第3木曜日とし、特別整理期間を9月19日木曜日から25日水曜日までの1週間といたします。</p> <p>同一の敷地内にある岩瀬文庫と図書館の休館日が異なるのは、分かりにくいとの市民の声から、休館日を図書館と合わせております。</p> <p>以上、その他議題（11）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（12）平成31年度図書館の休館日について説明をお願いします。</p>
図書館長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（12）平成31年度図書館の休館日についてご説明申し上げます。</p> <p>資料は、平成31年度図書館カレンダーをご覧ください。</p> <p>西尾市立図書館の管理及び運営に関する規則第5条で休館日を定めております。第1項第3号の館内整理日については、夏季休業期間7、8、9月を除いた毎月第3木曜日、同じく第4号の特別整理期間は、9月19日から9月25日までの7日間、蔵書点検のため休館させていただきます。蔵書点検は、全館で約75万冊の本の棚卸し作業を行います。休館日については岩瀬文庫と同様にしています。</p> <p>開館日数は、昨年度より3日多くなっています。</p> <p>市民の方々には、広報にしお始め図書館ホームページ、館内チラシ等配布して、お知らせしてまいりたいと考えております。</p> <p>以上、その他議題の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（13）西尾市方式PFI事業の見直しの状況について説明をお願いします。</p>
資産経営局長	<p>資産経営局長の齋藤でございます。本日は、教育委員会定例会の貴重なお時間をいただきありがとうございます。</p> <p>本日出席しました職員を紹介させていただきます。資産経営局次長の築瀬、営繕担当の加瀬課長、経営推進担当の菅沼です。</p> <p>機構改革によりまして、今まで資産経営戦略課というところと、企画政策課PFI事業検証室というものがありましたが、一つになりました。</p> <p>それでは、議題の西尾市方式PFI事業の見直しの状況についてご説明申し上げます。</p> <p>始めに見直しに係る経緯について、再確認の意味も含めて、簡単に説明させてい</p>

たきます。

西尾市は、合併初年度の平成23年度から、今後の公共施設のあり方を見直す「公共施設再配置」に取り組んできました。この「公共施設再配置」の一環として、5施設の新設、12施設の改修、14施設の解体、160施設の維持管理を行う、公共施設再配置第1次プロジェクトを西尾市方式PFI事業として、平成28年度に特別目的会社、いわゆるSPCである株式会社エリアプラン西尾と30年間、税抜き事業費約198億円の契約を交わし事業を進めてきました。

中村市長は、就任後、西尾市方式のPFI事業を進めるにあたり、市民の皆様の意見をしっかりと聞く姿勢がなかったこと、地域の拠点となる施設を壊し、新たなスポーツ施設や10階建ての市営住宅を造るといった、いわゆるハコモノ中心となっていることなど、西尾市独自のPFI事業が、市民不在のまま進められてきたことを問題視し、事業を一旦凍結して全面的に見直しを行うこととしました。

お手元の資料1「西尾市方式PFI事業の見直しの状況について」の1ページをご覧ください。

こちらには、見直し方針公表後から業務要求水準書の変更通知書に対する回答を受け取るまでの経過を、大まかに掲載しています。

昨年3月5日にPFI事業の検証結果と見直し方針を公表しました。この内容について、4月中旬に市内4か所、市役所、一色地域交流センター、吉良町公民館、寺津ふれあいセンターで見直し方針の説明会を開催しました。

その後、公表いたしました西尾市方式PFI事業見直し方針に基づき、特定事業契約書に則って、業務内容の変更を示した業務要求水準書の変更案をSPCに対し、平成30年6月19日、8月9日、12月20日の3回に分けて通知し、変更に向けた協議を行ってまいりました。

市といたしましては、変更の合意ができたものから、順次事業の変更を実施したい意向をSPCに伝え、協議を進めてまいりましたが、合意を得ることはできませんでした。

このため、業務要求水準書の変更内容を確定させるため、特定事業契約書に基づき、業務要求水準書、事業日程、サービス対価の変更を本年2月25日に通知しました。

市からの通知に対し、3月25日にSPCから「業務要求水準書について」と題する回答を受け取りました。

それでは、2月25日に通知しました変更通知の内容について、ご説明します。なお、詳細につきましては、2月25日に開催されました議員全員協議会で資料として、各議員に配布したものと同一、議題2資料1、2、3をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

それでは、資料1を一枚めくっていただき2ページ、3ページの「2業務要求水準書の変更内容」をご覧ください。まず、吉良地区の事業であるプロジェクト01についてご説明いたします。

きら市民交流センター（仮称）支所棟は、昨年10月から工事を再開し、支所と防災倉庫などの機能は当初の設計通り施工、フィットネススタジオ機能は生涯学習機能への用途変更に配慮した状態で工事を完了し、12月末に市へ引渡されました。今後、生涯学習機能へ用途変更する工事を行い、平成32年度の全館オープンを目指してまいります。

現在の吉良町公民館解体後に建設を予定していますアリーナ棟は、コミュニティ公園体育館や吉良野外趣味活動施設体育館などを集約した、スポーツ中心の施設として、平成34年度のオープンを目指してまいります。

S P Cの提案で、コミュニティ公園に計画されていたきらスポーツドームは建設しません。また、コミュニティ公園体育館・管理棟、吉良野外趣味活動施設体育館・管理棟、吉良町公民館、吉良支所、旧上横須賀郵便局、横須賀老人憩の家ホール棟については、当初計画通り解体いたします。

次にプロジェクト02一色地区の事業については、旧一色支所の敷地内に計画していた防災機能を備えた多機能型市営住宅は建設しません。旧一色支所の解体は一部実施とし、別館は既に解体が完了しております。会議棟については当初計画通り解体いたします。旧一色支所本庁舎は、特定事業契約から除外することとし、財政負担軽減のため解体して土地は売却することとし、建物を解体するまでは、津波一時待避所として使用する。また、売却にあたっては、津波一時待避所としての機能の設置を条件として付すこととしました。一色老人福祉センター、市営対米住宅、市営巨海住宅は解体しません。子育て支援センターいっしきは改修しないこととし、解体も今回のP F I 事業では行いません。

一色健康センター、一色町公民館、一色学びの館、旧海の歴史館、現在の佐久島ナビステーションは、既に改修工事を終え、それぞれオープンしております。

次にプロジェクト03学校施設の事業においては、吉良中学校は建替えを検討することとし、今回のP F I 事業での改修は行いません。寺津小学校、寺津中学校のプール及び給食室の一元化は行わず、校舎の改修のみ行います。

一色町体育館は、当初計画通り改修を行います。

寺津温水プール（仮称）は建設しません。寺津温水プールを含めた学校のプールの在り方については、プールの老朽化や児童数の状況などを考慮し、各学校の実情に合わせた柔軟な計画を策定していきます。

また、一色B & G海洋センタープールの解体は、見直し方針では、当面使用することとしたため解体しないとしておりましたが、昨年台風によりプールの屋根が損壊したため、解体することになりました。

プロジェクト04においては、歴史公園内にあります資料館と幡豆歴史民俗資料館は、改修を行ってまいります。一色学びの館展示室棟は、既に改修を終えております。吉良歴史民俗資料館は、塩田体験館として使用するため改修は行いません。

3変更後のサービス対価につきましては、今回の変更により、140億4千643万6千円となり、現契約金額からは約58億3千万円の減額となります。

次に、2月25日にS P Cに通知しました、業務要求水準書の変更に対して、3月25日S P Cより書面にて、「業務要求水準書変更通知書について」と題して回答がありました。

この回答内容について、ご説明いたします。本日追加配布しました資料をご覧ください。こちらの資料は4月5日に開催されました議員全員協議会での資料で、資料1から3までとなります。こちらの資料1「業務要求水準書変更通知書について（回答）」をご覧ください。

S P Cからの回答は、8つの条件が全て満たされた場合に変更通知書の内容を実施するというものでした。

8つの条件は、次のとおりです。1. 関連法令及び特定事業契約の規定に基づき、

貴市と弊社の合意をもって、適法かつ適切な手続きにより特定事業契約の変更を行うこと。2. 業務要求水準書の内容を適法かつ適切なものとする。3. 事業日程を実務的に実現可能な内容のものとする。4. サービス対価を特定事業契約及び関連契約に基づく適正な金額とする。5. 開発業務に係るサービス対価の支払いを完成時一括払いとすること。6. 貴市の施策として未だ検討中の関連事業、吉良中学校、寺津小中学校の給食室の一元化、寺津温水プール（仮称）については、最終的な結論が出るまで継続協議とすること。7. 特定事業契約及び関連契約に基づき必要かつ十分な当社に対する補償が適時に行われること。8. きら市民交流センター（仮称）支所棟については、貴市、弊社及び矢作地所株式会社との平成30年12月17日付「きら市民交流センター（仮称）支所棟の買取費用支払いに関する覚書」における合意内容を確認し、これを遵守すること。を条件として示しています。

特定事業契約書第15条第3項の規定は、本件通知により、事業の変更について、決定できることとしており、SPCは、履行する義務が生じています。

もともと3月25日までに回答するよう求めた趣旨は、念のため当市の考えに応じる意向があるかを確認したのですが、上記SPCの回答内容は一見応じる意向があるように見えるものの、民法第528条の「承諾者が、申込みに条件を付し、その他変更を加えてこれを承諾したときは、その申込の拒絶とともに新たな申込みをしたものとみなす。」という規定からしても市の通知を拒絶したものと理解しております。

一方、特定事業契約書では、本件通知により発生した「増加費用又は損害」について市は必要な費用を負担しなければならないこととされていますので、この内容について、協議する必要があります。

しかし、これまでのSPCとの協議は、双方の見解の相違により、合意に至ることができず、特定事業契約書第15条第3項に基づく通知に至ったことから、「増加費用又は損害」にかかる協議は、中立公正な第三者を交えて行うことが、合理的かつ、確実であると判断し、民事調停法に基づく民事調停が最適であると考えております。

今後は、変更した業務要求水準書の実施を求めていくとともに、民事調停を行うための手続きを進めてまいりたいと考えております。

また、同じく3月25日までに回答を求めていました、一色B&G海洋センタープールの解体業務ときら市民交流センター（仮称）支所棟の用途変更工事については、市からの条件を満たす回答が期限までになされませんでしたので、PFI事業としては行わず、市において施工することとしたことから、関連する予算を4月12日の臨時議会に提案してまいります。

臨時議会では、当初予算に計上済の公共施設再配置第1次プロジェクト事業の施設整備費を、きら市民交流センター（仮称）支所棟の改修に係る設計・監理業務、整備工事、備品購入等に組み替えるための予算、一色B&G海洋センタープールの取り壊しに対応するための実施設計及び工事費の予算を計上するものです。

以上で、「西尾市方式PFI事業の見直しの状況について」の説明とさせていただきます。

教育長

ただいまの説明で質問、意見はありませんか。

武内委員

ご説明していただきましたが、簡単に言うと、変更した業務要求水準書をSPC

	<p>が受け入れず、事業を行わないという話になって、結局はどうなるのですか。</p>
資産経営局次長	<p>契約書上は、15条3項で市がこうしてくださいと変更の通知を出した段階であり、もし向こうがそれをやらないということになると、契約上の問題として、契約の不履行などという問題が生じることになると思います。</p> <p>ここから先は例えば、の話になりますが、市から契約の解除を申し出るとか、そういうことも考えられるという状況です。</p> <p>公式にまったくやらないという返事はいただいていなく、いくつかの条件がクリアされればということもありますので、そのことも含めて民事調停の中で話し合いを進めていきたいと考えています。</p>
武内委員	<p>最初の段階ではSPCと再配置をPFI事業としてすると合意されていたわけですが、一方的に市から見直しを行い、変更したものをルールに基づいてやりなさいとSPCに話をしている状態という認識でよいですね。</p> <p>そうになってしまうと、仕事を受けた会社としては、本来当初あった計画よりも減額されて中身が薄いものになってしまったということになり、契約上減額された分についておかしいのではないかというような話し合いをするなどの機会はなかったのですか。</p>
資産経営局次長	<p>それらも含めて一定の協議期間が契約書で設けられております。市からこうしてくださいというものを3回に分けて通知し、最終的に一本にまとめたものを今年の2月25日に示させていただきました。</p> <p>それを通知してから30日の協議期間を設けることが契約書に謳われておりますし、その中で協議が整わなかった場合につきましては、15条3項に市で内容を決定し通知することができるという文言がありますので、契約書に基づいて市は行っているということです。</p> <p>なお、先ほど言われましたやる予定であったものがやれなくなってしまったということについても契約書の15条3項では、市側がそれらの損害やそれに伴ってこれだけ余分経費がかかっているという増加費用、これを市が負担するという規定もありますので、それらも含めて今度の調停の中で金額についても話し合っていきたいというように進めているところです。</p>
武内委員	<p>改修しないと決まった施設、例えば吉良中学校や寺津小中学校の給食室、それらはPFI事業としては行わないが、今後、一般競争入札や何かで事業を進めていくという方向になるのでしょうか。</p>
資産経営局長	<p>吉良中学校については改修であったものを建て替えがよいということで建て替えにしました。これについてはご存じのとおり地盤沈下が大変ひどくていろいろなところで改修をしているところですので、実際に天井や壁を捲ると何が出てくるのかわからないということで新築の方がよいでしょうとなり、進めていくべきと考えております。</p> <p>寺津小中学校の給食室の一元化については、すぐ隣に小中学校があって同じことをしているのだから、1か所にすることがよい、プールについても1か所がよい、ということがありますので、これについてはすぐではないですが、耐用年数をみてゆくゆくは考えていかなければならないと思っています。</p>
武内委員	<p>お願いしたいのは、子供達が安全に安心して学校生活を送られる施設が多くこの中に含まれています。また、市民の心のケアをしなければならない施設もあります</p>

	<p>ので、今凍結されている状態で、他に改修予定の施設がいまのところないのであれば、なるべく早くそういったところを短いスパンで対応していただきたいと思います。</p>
平岡委員	<p>最初の資料の変更後のサービス対価のところでは金額が示されています。今説明があったとおり、最終的に協議が不調になった場合は、市側からの一方的な通知による変更契約がなされるというように一般市民としても解釈してよろしいのでしょうか。</p>
資産経営局次長	<p>変更契約は両者の合意というのが前提としてありますが、弁護士とも相談しながら進めているところではあります、分かりにくいところでもあります。</p> <p>基本的には市の方からこれをしてください、という通知を出しておりますので、それで業務内容の変更が加わっているのですが、唯一、契約書の15条3項の中で増加費用という部分が触れられていますが、市から140億という金額を示していますが、それではできないという可能性もあります。その場合は、改めてSPCから金額を示していただくことによって、増加費用としての取り扱いになると市は考えています。</p> <p>これで最終的に全てのサービス対価が決まると考えてはおらず、SPC側から、これをするためには、この部分で、これだけさらに必要だという申し出があれば、それについて市で検討し、このサービス対価の総額が減ったり増えたりするという余地を残しておりますので、それらをもって最終的に変更契約を結ぶ必要があると考えているということでもあります。</p>
平岡委員	<p>報道等を見ておきますと、まだ変更契約を結ぶには至っていないという解釈をしております。</p> <p>続いて質問ですが、調停に付するということですが、これも報道によると、SPC側は調停にはしないと明言をされていますが、その後の見通しについてはどのような流れを検討されているのか教えてください。</p>
資産経営局次長	<p>民事調停は受けたくないから受けないということは法的に成立しない、民事調停法34条は正当な理由がなければ民事調停を拒否することはできないとされていますので、もし正当な理由なく拒否した場合は過料を裁判所が処することができる規定もあります。</p> <p>弁護士に伺いますと、やはり民事調停の調停委員の方から、受けないという返事があった場合はその当事者を呼び出して理由を問い質すということもあると聞いておりますので、単に受けたくないから受けないということでは相手側であるSPC側は受けないということにはならないと考えていますが、仮に民事調停の中に入っていったとしても、その中で金額面で折り合わないとか、不調になる可能性は十分あると考えております。</p> <p>そこから先、市としてどのような対応をしていくのかですが、あくまでも15条3項で市が通知した内容についての履行を求めていくということが必要になりますので、それを求める訴訟なども考えられるでしょうし、民事調停の中でどんな話し合いが行われるか分かりませんが、相手側から出される内容をどうすればクリアできるのか、代理人弁護士と十分協議しながら検討していきたいと考えています。</p>
高須委員	<p>今の話の内容ですと、市が調停に持ち込む、でも今の段階でSPC側がそれを拒み、公開協議をしましょうと言っていることが報道されています。その拒んでいる</p>

	<p>状態の中で調停に持ち込んで過料を処されるのは、拒んでいるのに調停に持ち込むのは如何と思いますか、そのあたりはどうなのでしょう。</p>
資産経営局次長	<p>今まで、去年の3月5日から26回の協議を重ねてきました。しかし、市側は弁護士を代理人として出しておりますが、SPC側からは弁護士が出てきていません。市側からは法的な裏付けも含めたことを言っても、SPC側からは感情論しか出てこないという状況です。</p> <p>具体的に申しますと、一旦契約を交わしたのだから、その契約通りにさせて欲しい、市営住宅を造らせて欲しい、寺津のプールも造らせて欲しい、それだけしか言わない。法律論に乗って来ないのですね。</p> <p>民事調停になれば、調停委員の中に裁判官も入ってきますから、その中で契約書に則って、市の主張が正しいのか、SPCの主張が正しいのか、ということを整理し、法律論に則って解決していきたいというのが市の考え方です。</p> <p>感情的な部分は十分に理解できます。武内委員も言われた通り、当初契約を交わしたのだから、市の都合で一方向的に変えるのは如何なものかという考え方もあります。</p> <p>ただ、民法の原則の中で、事情変更の法理というものもあります。当初の契約から事情が変わった場合については、契約を変えるという申し出もできるというのが民法の事情変更の法理というものでございまして、実際に何が市の場合該当するかというと、市長選挙でPFIの見直しを掲げた候補が当選して市長になった、これは当初の契約した段階から大きく市の行政の執行側の考え方が変わったということになりますので、それを基に市は契約の変更を申し出ている、このようなことを民事調停の中できちんと話し合っていきたいと考えています。</p> <p>なぜ相手側が拒否をしているのか、理由がよく分からないですし、民事調停をまだ上げているわけではなく、申立書も相手側に届いていないのに、市が民事調停を上げると言ったら、その段階で嫌だと言われるのは市としては理由が分からないし、なぜ法律に則って話し合いたいと市が言っているのにそれを拒むのかが分からない。</p> <p>それから、公開での協議ですが、率直に申し上げると、契約書をどれだけ深く読み込んでみえる方がそこに参加されるのかが分からない。市は弁護士と一緒に契約書の読み方、法律上の考え方を協議研究してまいりました。SPC側が専門家の代理人を立てておらず、素人で来ているので、法律論に乗っていない。それを公開で協議したとしても話が難しくなるだけで、まとまらなくなる可能性がありますので、専門家を間に入れて、市が言っていることがおかしければそれは調停委員から指摘があれば市はそれを基に考え方を示していくという事になると思いますので、民事調停しか市としては解決方法がないと考えています。</p>
平岡委員	<p>SPC側は法律専門職を一切置いていないとのことですが、相談も何もしていないのか、代理人として置いていないだけなのか、どちらでしょうか。</p>
資産経営局次長	<p>代理人として置いていないという事です。節々で法律事務所の弁護士に相談をかけているとは言いますが、法的な知識が十分でない素人が聞いた場合には、都合のいい部分をつまみ食いしてこちらに言ってくるというケースがあります。</p> <p>何を言っているか分からないので、こちら側は代理人として弁護士が出ていますので、こちら側の弁護士も相手側が何を言っているのか分からないと言うのです</p>

	<p>ね。中途半端な知識で中途半端に聞きかじってこうだと言うのですが、そこには物事的前提を飛ばして答えだけ言われても議論が噛み合わないという状況です。従って、SPC側からも弁護士という方が代理人として出て来れば、こちら側の弁護士である代理人と議論が噛み合うのではないかと考えています。</p>
平岡委員	<p>今のお話を聞くと、元々契約を締結した行政と民間の会社の信頼関係というのが、現状はない、ということになっていると聞き取れるのですが、そのように解釈してもよいでしょうか。</p>
資産経営局次長	<p>そのとおりでございます。</p>
平岡委員	<p>昨年12月にきら市民交流センター支所棟は、お金を払って引き渡しを受け所有権は市にあります。前回のご説明をいただいたときに、用途変更をするので、今度は改めて建築確認を取って、変更して、という状況になっていると承知しております。しかし、今いただいた議題2資料2では、新設施設の市民交流センターは買取予定日が平成32年3月末日となっていますが、これはどういうことですか。もう一度直すので市から所有権がなくなるのか、何をどのように買い取るのか、分かりにくいので教えてください。</p>
資産経営局次長	<p>分かりにくいので説明いたします。今回の議題2資料1業務要求水準書にはきら市民交流センター支所棟について、用途変更考慮してくださいというのが入っています。</p> <p>ただし、こちらからの通知文書には、条件が付いていまして、西尾市としては来年度のオープンを目指していきたいので、3月25日までにやるかどうかの返答をしてください、PFIとしてSPCがやるかどうかを返答してくださいという条件を付して通知文書を2月25日に出しております。</p> <p>こちらにあるのはSPCで事業を行った場合の事業日程と考えています。ということで、来年3月末の買取予定日を示させていただいたのですが、先程の説明の中でもあったとおり、SPCからやりますという返事がありませんでしたので、今後は市の単独事業として吉良支所棟の改修工事を行っていき、なんとか来年度の早い段階でオープンできるように進めていきたいとしていますのでございます。</p>
平岡委員	<p>今、市民交流センターの所有権は西尾市にあると承知しているのですが、だけど買い取りと書いてあるのが分からないのです。</p>
資産経営局次長	<p>西尾市のPFI事業の契約は、すべて買い取りという形で表現されています。成果物の買い取りという事です。従って、一色の3館も改修工事を終えています、これも買い取りということになります。改修した成果物を買い取る。一色の支所棟はまだ建っていますが、これも元々の契約は解体したものを買い取る、そういう契約になっています。従って、今回のきら市民交流センター支所棟についても改修したその成果物を買い取るという意味で買取予定日となっています。</p> <p>建物は確かに市の物ですが、改修したという成果を買い取るという事で、これは今回のPFI契約の全てそういう表現で統一されていますので、こちらもそのような表記になっているという事でございます。</p>
平岡委員	<p>よく分かりましたが、分からないのは市民も同じだと思いますので、今後できるだけ分かりやすい表記でお願いしたいと思います。</p> <p>SPCからの回答がされてこなかったということなので、11か月後のオープンを目指すこととなりますが、SPC側の回答には契約書の中に入っているのではな</p>

	<p>いですか、ということがあるので、別途吉良の支所棟とB&Gについては回答を求めて、回答がなかったということですが、契約書の中に含まれると思われる節もあるし、このあたりがどのような解釈で、本当に進めていけるものであるのか疑問に思うところもあるので、市の解釈としてはどのように思っていますか。</p>
資産経営局次長	<p>まず、きら市民交流センター支所棟の改修工事につきましては、3月25日にSPCから回答があった裏面の8項目目にそれが入っております。</p> <p>「覚書における合意内容を確認し、これを遵守すること」この覚書の内容は何かというと、市が買い取り、所有権が移り、用途変更工事については、SPCが行う義務がありません、ということをご確認をしております。従って、今回回答がなかったというのは、これらの覚書に基づいて、義務がないという事を覚書で交わしているので、SPCとしては敢えてやらないという回答も来なかったのではないかと理解しております。</p> <p>それから、B&G海洋センタープールの解体につきましては、現状、原契約の中ではSPCの事業として入っております。しかし、2月25日に市が出しました業務要求水準書の変更通知の中からは除かれていますので、特に契約上問題が生じるということはないと考えております。</p>
教育長	他に質問がないようですので、日程5を終わります。
教育長	<p>教育委員会名義使用として13件提出されています。</p> <p>ご確認をお願いいたします。</p>
高須委員	申請区分が抜けているものが2件ありますが、どれになりますか。
教育庶務課長	後援になります。
スポーツ課長	後援になります。
平岡委員	<p>お願いですが、開催期間が手書きで予備日となっていたりしています。できるだけ資料として分かりやすいように窓口で指導していただけるとありがたいと思います。承認する側として、窓口において、しっかりと指導することは、何ら問題はないと思います。それぞれの窓口でそのように対応していただいた方が、後から見直した時にご担当すらわからなくなってしまうようではいけませんので、形は大事にさせていただきたいと思いますので、今後よろしくをお願いいたします。</p>
学校教育課長	ご指導ありがとうございました。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
文化振興課主幹	議案第19号の差し替えの資料ですが、提出日が4月12日となっておりますが、4月10日の誤りですので、訂正をお願いいたします。
教育長	以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
教育長	<p>次回の定例会の予定でございますが、平成31年5月8日水曜日午前10時から、市役所41会議室で予定をされております。</p> <p>ご都合の方は、よろしいでしょうか。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして西尾市教育委員会4月定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>